

令和4年度第2回理事会（定時）議事録

1. 開催日時

- 令和4年8月10日（水） 10時00分～11時00分

2. 開催場所

- 茨城県立視覚障害者福祉センター閲覧室

3. 出席者

- (1) 理事：坂場篤視 軍司有通 藤枝文江 葛野やす子 豊島京子
森住純一 稲田 真 照井康郎（事務局長）
（理事9名中8名出席）（欠席：君山 誠）
- (2) 監事：佐藤正泰（欠席：氏家義三）
- (3) 事務局：古川係長 矢口囑託

4. 議題等

- (1) 議案
 - ① 議案第1号「施設賠償責任保険の加入について」
 - ② 議案第2号「協会経理規程の一部改正について」
- (2) 協議事項
 - ① 日視連あはき協議会について
- (3) 報告事項
 - ① 業務執行状況の報告について
 - ② 今後の行事予定について
- (4) その他
 - ① 支部会員数

5. 開会等

- 司会者（照井事務局長）が開会を宣言し、出席者の確認（読み上げ）を行い、その後、坂場理事長があいさつした。

6. 議長選出

- 司会者が議長選任を諮り、議長に藤枝理事を選出した。

7. 会議成立の確認

- 議長の求めに応じて、照井事務局長が理事9名中8名の出席により、理事会の成立要件（定款第28条第1項「理事総数の過半数が出席」）を満たし、会議が成立していることを報告した。

8. 議事録署名人等選任

- 議長は、定款第29条第2項に基づき、議事録署名人に坂場理事長及び佐藤監事の2名を、記録者に照井事務局長を選任し、議事に入った。

9. 議案審議及び協議等の経過

(1) 議案

- ① 議案第1号「施設賠償責任保険の加入について」
 - 議長の求めに応じて、照井事務局長が内容を説明。
 - 異議なく承認。
- ② 議案第2号「協会経理規程の一部改正について」
 - 議長の求めに応じて、照井事務局長が内容を説明。
 - 異議なく承認。

(2) 協議事項

① 協議事項1「日視連あはき協議会について」

- 議長の求めに応じて、照井事務局長が内容を説明。
- 将来設置予定の日視連あはき三療部の協会窓口は、職業部と併せて軍司理事とする。
- 研修受け入れ施設については、他県の状況を見極めつつ、継続検討する。
- 併せて「声の掲示板」9月号に掲載し、受け入れ施設を募集する。

【主な発言内容】

- 軍司理事：現在、保険の取り扱いについては管理者の認定が必要である。管理者になるには、実習施設で一年間の実務研修を受けなければならない。さらに20時間ほどの研修を東京で受けてから申請することになる。そのため、一年間の実務研修の受け入れ先をお願いしたいという事で、先日も稲田理事の方をお願いしていた。県内で個人事業所としてやっている所は少ないと思うので、近くの個人事業所で受け入れても良い所があれば紹介して欲しい。それに伴い、一つは研修受け入れ先の治療院を探して欲しい。できれば理事がやっていけばお願いしたい。移動が大変なので、ブロック毎に何件かあれば良いと思う。よろしくお願いしたい。
- 藤枝議長：受け入れ先の事業所は、必ず各県で何箇所と依頼されているのか。
- 軍司理事：あん摩マッサージ指圧師協会の方でもやっていると思うが、そちらと連携しながらやる必要がある。盲学校を卒業して国家試験を受かっても保険取り扱いが出来ないとなると、免許の必要性が無くなってくのではないかと思う。大事なことは保険取り扱いが出来る事。保険取り扱いができないと、無資格者との差が無いと思う。差を出すためにも必要だ。
- 藤枝議長：必要性は分かるが、今年中に何件か見つけて欲しいと要請されているのか。積極的に探す場合とは意味合いが大きく違うと思うので。
- 軍司理事：それは、各団体の力の入れようだと思う。
- 藤枝議長：茨視協で各ブロック一か所ずつ見つけなければならないということではないのですか。
- 軍司理事：できれば欲しいです。
- 藤枝議長：各ブロックでどのように決めていくかということ、ここで議論していくことが必要なのか、そこまで必要はないのか、どのようにしていきますか。
- 豊島理事：県の鍼灸マッサージ師会でやっているのとは別なのか。県の鍼灸マッサージ師会でも福祉会館の事務所で受け入れている。これとは別に、新たにという事か。
- 軍司理事：うちは福祉団体なので、強くは日視連でも言うてはいないと思う。ただ、あはき協議会の中では、この二つは重点的にやって欲しいということである。そうでないと、学校卒業後も保険取り扱いが出来ない。あん摩マッサージ師会と連携協力してやっていくのがベストかと思う。ただ向こうも会員が視覚障害者よりも、どちらかというとなんか晴眼者のほうが段々多くなっていて、全国的にも視覚障害者の人数が少なくなってきていて困っている方がいるので、このような話になっている。
- 豊島理事：実際にそこで、どの位点字の請求が上がってきていて、県の方で直しているかなど、実情を私は知らなかった。ただ晴眼者の会員が増えてきたことで、セミナー等も晴眼者向けになり、視覚障害者がはじかれているという話は聞いている。それが保険取り扱いと結びつくのかどうか。保険取り扱いとなると軍司理事の発言のとおり、研修も必要だし、誰でもできるというわけにはいかないのかなと思う。

- 豊島理事：昔は、自賠償などは個人でやっていた。そういうのも大変なのかなと思う。必要性はわかるが、私はどこまでどのようになっていくかが分からない。
- 藤枝議長：福社会館に入っているのは、マッサージ師指圧師協会だったか。その動きを分かる方はいますか。
- 稲田理事：県の方で一応は受け入れていたらしいが、現在コロナ禍になってから一切引き受けをしてくれるところが無く、現状は、受け入れるという形にはなっているが、なかなか受け入れて貰えない状況。
- 藤枝議長：受け入れ先というのは、県師会という事だと思うが、そこで何箇所くらいあるのか。
- 稲田理事：詳しくは分からない。多分、2～3か所くらいで、あまり多くはないと思う。
- 藤枝議長：初歩的な質問です。研修を20時間やるというのは、視覚障害者に限定したものなのか。一般の人なのか。
- 稲田理事：一般の人です。
- 藤枝議長：県師会で開くということは、視覚障害者だからということではないのですね。今の様な状況で、コロナ禍以前の話は忘れたほうがいいかなと思う。その中で協会として、どのような方法で動いていったほうがいいのか、方向性を決める必要があると思う。ご意見ありますか。
- 軍司理事：声の掲示板で募集をかけて、あとは鍼灸師会と連携しなくてはならないと思う。鍼灸師会の北川理事の話では、2～3ヶ所と言われてしまった。それでは遠い人もいると思うので、是非やってみたいという治療院があれば、お願いしたいという事なので、募集をかけて欲しい。
- 藤枝議長：それではまず、今日の理事会できめるのは、先ほど軍司理事の方からあったように、声の掲示板に出して、事業所の募集をかけるということと、あるいは、一般会員には文書で出した方が良かったか。
- 軍司理事：声の掲示板に載せるだけで、まずは良いと思う。
- 藤枝議長：では、まずは声の掲示板に載せるということで皆さんよろしいか。
— 異議なし —
- 坂場理事長：今の会員で保険取り扱いを既にやっているのか。そうすると、やっている人はそのまま継続ということで、新しく入る場合と、盲学校の新規の卒業生が保険取り扱いをしたいという人を吸収していきたいという事ですね。
- 軍司理事：経験年数が卒業生は足りていると思うが、管理責任者になるには研修を受けなくてはならない。令和元年度にはそのような規定はなかったが、それ以降のかたは全員一年間の研修を受けなければならないので、二つの大きい壁を乗り越えなくてはならない。既存の治療院をやっている方にも保険取り扱いをやりたい場合には、研修を受けなければ管理者にはなれないということです。
- 藤枝議長：質問です。研修を受けなければ極端な話、うちでも保険取り扱いができなくなるということか。個人的にやるということは出来なくなるということか。
- 軍司理事：藤枝理事の所は厚労省に登録してあると思うが。
- 藤枝議長：していない。個人でやっている。
- 軍司理事：個人でやっても令和元年から、研修が必要と厚労省から来ている。登録証の申請書に今までは経験等を書けば良かったのが、それ以降は必ず研修を受けなければならないとなっている。それをやっていないと、連合会を通していない人は分からないが、連合会を通すと、はねられてしまう。
- 藤枝議長：わかりました。
- 豊島理事：自賠償保険や保険の種類によっても違うのか。

- 軍司理事：自賠責保険と健康保険では全然違う。自賠責保険は保険会社がいいですよ、やってくださいということで、下りれば大丈夫。国民健康保険や社会保険とかの方々を治療するには、今言ったようなことが必要ということです。
- 藤枝議長：この件に関しては、声の掲示板に載せて会員に通知し、その結果を見て、次の理事会でまた方法を考えるということでもよろしいか。その原稿は軍司理事にまとめて作って頂けたらと思うがいかがか。
- 軍司理事：9月号に載せてもらうようにする。
— 異議なし —
- 軍司理事：あはき協議会も、ここ二年間くらい職業部会として行って、あはき協議会にも今年初めて出席した。一般会員が減るのは経済的不安もあり、高齢になって年金生活で会費が払えないなど、いろいろ視覚障害者にとって大変なところがでてきている。
是非各都道府県の職業部会と、あはき協議会があれば協議部を作って頂いて、あはきについても関心を持っていただいていた欲しいというのが、竹下会長の思いだと思う。
- 藤枝議長：皆さんも自分たちの将来のことも考えて、あはきに対する取り組みを一生懸命にしましょうというお話ですね。
- 坂場理事長：三療部を設置する必要性はあるわけですよ。設置は早い方がいいのですよね。
- 軍司理事：関東ブロックの職業部会は、各ブロックにあるわけではない。他のブロックのかたを知らないが。関東ブロックについては、職業部会の中で、あはき協議会の代表者が参加しているので、やはり8割、視覚障害者の職業としては、あはきが多いのではないかとということで、もう少し力を入れて欲しいということでした。そういう研修場所を作ったりするのも可能だし、やっていきたいということも私の報告にあったと思う。必要性は非常にあると思う。
- 坂場理事長：この場で、担当者を決めておいた方が良いでしょう。担当者、連絡者、あるいは三療部の担当者を置いた方が良いでしょう。
- 軍司理事：できれば、私が職業部会をやっていたので、そのままでも中身は変わらないと思うので、ある程度の時期になったら、どちらにするかわからないが、あはき部にするのか、職業部会にしているのか。
職業部会の中に、あはきを一緒に入れても、私は職業の一つだと思うので、良いと思うがいかがか。
- 坂場理事長：もし、なっていたらだけであれば職業部会と合わせて、三療部担当に軍司理事になって頂ければと思うが、いかがか。
- 藤枝議長：他にご意見が無いようですので、軍司理事宜しくお願いします。
- 照井局長：補足です。コロナの影響で盲学校の実習も去年、今年厳しかったと聞いている。それから福祉大会の5本目のスローガンを、「広げようあはきを中心とした視覚障害者の職業的自立」という文言にした。今後共あはきの必要性、重要性は増してくるのかなと感じている。
去年、日視連の方からメールで打診があっただけで、今後どうなるのかは、まだ現在進行形で、日視連の動きを見たい。各県の状況もまだまだ見えていないので、今後軍司理事の方から情報を入れて頂き、引き続き検討ということでもよろしいかと思う。
話は全然違うが、保育士においても人材確保、人材育成が大変で県の方でも悩んでいる。各県でも保育所を運営している社会福祉法人にお願いして、県で何箇所かしっかりと抱えて、県で人材を育成するという方針を取っている。各県1~2ヶ所であっても足並みをそろえて人材育成が必要になってくるのではないかと思う。

- 藤枝議長：それでは、この件は軍司理事にお願いするということによろしいか。
 - － 異議なし－

(3) 報告事項

- ① 報告事項1「業務執行状況の報告について」
 - 議長の求めに応じて、照井事務局長が内容を説明。

【主な発言内容】

- 豊島理事：質問ではないが、家庭生活訓練事業のときに出た話です。ふれあいサロンをここでやっているのはちょっと不便というか遠い。ミオスとかでしたら、もっと集まりやすいのかなと思う。
- 軍司理事：7月のあはき協議会で2つ大きな出来事があった。一つは個人事業主が家で治療院をやっている方が労災保険に特別加入できるようになった。今年の4月から三療もOKになったということで、是非入りたい方は、資料があるので見てください。個人でも労災保険に入れるということです。
2つ目は重度障害者の就労支援特別事業です。令和2年10月から開始され、茨城県でも今年の4月から、つくば市で始まっている。これは例えば障害者が訪問マッサージに行く際に、職業に同行援護が使えると言うこと。しかし地域支援事業の中の必須事業ではないので、各市町村が実施要項を作って始めないとなかなか難しい。つくば市のホームページに実施要項が載っていて、非常に内容が良かった。1日8時間支援を受けられると言う中で、パソコンの出来ない方でもそのような方が来て全部やって頂けるような方法になっている。訪問マッサージに行くのにも、手引きをして訪問先まで連れていってくれるのが今回の特徴です。

- ② 報告事項2「今後の行事予定について」
 - 議長の求めに応じて、照井事務局長が内容を説明。
 - 12月4日に予定していた「福祉機器展」は2月19日に延期する。
 - 12月の理事会は21日とする。

【主な発言内容】

- 照井局長：12月の福祉機器展について、日程の変更をお願いしたい。12月の県議選の事務作業が多く、予定がつかまっており、2月19日の日曜で進めたい。
- 照井局長：次回理事会の予定は出来れば12月21日（水）でお願いしたい。案件は令和5年度の事業計画、理事の改選方法、関ブロ神奈川大会への提出議題など予定している。
 - － 異議なし－
- 豊島理事：12月13日の福祉大会ですが、ボランティアさんから何時から何名ほどお手伝いすればいいのか、問い合わせがあった。連絡頂ければと思う。
- 照井局長：詳細がきまり次第、連絡したいと思う。
- 葛野理事：行事予定にはないが、福祉学級の方はどうなっているか。
- 照井局長：今のところ1月に予定している。講師の方と調整中で、ミオスで開催予定。1月22日（日）予定です。
- 藤枝議長：それは何をやる予定か。
- 事務局矢口：名字研究家の高信氏をお招きする予定。もう一つはバルーンで作品を作るというのを考えている。時間は未定。

(4) その他

- ① 事務局から「支部の会員数」について説明。
令和4年6月現在で23支部、会員241名。本部会員56名を加え合計297名。会員が2～3名の支部が4支部ある。年々減少傾向にある。視覚障害者の交流会がないか問合せがあり、近くの支部を紹介している。
- ② 「ふれあいサロン」を新年度から第三土曜日ミオスにて開催する。

【主な発言内容】

- 豊島理事：センターの利用者は何名いるのか。視覚障害者関係で。
- 照井局長：ボランティアがほとんどです。総会、勉強会等をここで開催している。ボランティア連絡会議の中でも、他の団体にも声をかけてはいるが、近くの団体の利用が多い。オープンなので使ってもらいたいと伝えているが、特定のボランティア団体のみで、その他はほとんどない。
- 豊島理事：会員を増やす方法は何かないかなと思ったので、質問した。
- 照井局長：支部長からご意見を聞きたいが、コロナ禍なので、なかなか支部長会議も開けない。活動している支部は特定の支部なので、情報交換を是非したい。日視連の方でも各県会員が減っていると聞いている。
- 藤枝議長：私の方から一つ、ふれあいサロンの場所をミオスに変えて頂きたいと思う。
- 照井局長：では、予約制にするのか。
- 藤枝議長：予約制ではなく、オープンがいいかと思う。
- 照井局長：では、事務局も交代でミオスへ行くことになると思う。
- 藤枝議長：土日にやって欲しい。
- 照井局長：そうすると、広報等の周知期間が必要なので、来月、再来月は難しい。
- 藤枝議長：来年度4月からということで、お願いしたい。
- 照井局長：ではその方向で。土日にミオスで予約なしで、ということで、やってみて、また修正があればということで。曜日は第三土曜日で動きたいと思う。一年間のミオスの予定をみて部屋を押さえられればそれでいきたいと思う。

10. 閉会

- 議長は、11時00分に議事終了を宣言し、司会の照井事務局長（業務執行理事）が理事会の閉会を宣言した。

上記議事を明確にするため、議事録を作成し、下記のとおり記名押印する。

令和4年8月10日

議事録署名人

理事長 坂 場 篤 視

監 事 佐 藤 正 泰

記 録 者

業務執行理事 照 井 康 郎